

検察官適格審査会

主管省及び庶務担当部局課 法務省大臣官房人事課

電話番号 (03)3580-4111 (代表)

ホームページ

http://www.moj.go.jp/shingil/shinsakai_tekikakushinsa.html

根拠法令 検察庁法第23条、検察官適格審査会令

設置年月日 昭和23年9月16日(平成13年1月6日改組)

所掌事務 検察庁法第23条第3項に規定する検察官の適格性に関する審査を行うこと

分科会等<分科会> なし

<部会> なし

委員<定数> 11人

国會議員6人、最高裁判所判事1人、日本弁護士連合会の会長、日本学士院会員1人、司法制度に関し学識経験を有する者2人

うち常勤 なし

<任期> 2年

<氏名> 金田 勝年 (衆議院議員)
牧原 秀樹 (衆議院議員)
稲富 修二 (衆議院議員)
遠藤 敬 (衆議院議員)
西田 昌司 (参議院議員)
吉川 沙織 (参議院議員)
戸倉 三郎 (最高裁判所判事)

小林 元治（日本弁護士連合会会長）
 井上 正仁（日本学士院会員）
 川出 敏裕（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
 大野 恒太郎（弁護士）
 [宮崎 政久（衆議院議員）]
 [井出 庸生（衆議院議員）]
 [小山 展弘（衆議院議員）]
 [山本 剛正（衆議院議員）]
 [上野 通子（参議院議員）]
 [浜口 誠（参議院議員）]
 [安浪 亮介（最高裁判所判事）]
 [吉田 瑞彦（日本弁護士連合会副会長）]
 [奥田 昌道（日本学士院会員）]
 [橋爪 隆（東京大学大学院法学政治学研究科教授）]
 [八木 宏幸（弁護士）]

[]内は予備委員

諮問・答申事項等

- ・ 検察庁法第 23 条に基づく審査等

令和 2 年 6 月 2 4 日

令和 3 年 6 月 2 9 日